

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び竹田市契約事務規則（平成17年竹田市規則第59号）第28条の規定に基づき公告する。

令和8年5月13日

竹田市長 土 居 昌 弘

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか竹田市電子入札運用基準による。

第1 競争入札に付する事項	
1 工 事 名	R 8 市道嶋崎線道路改良工事
2 工 事 場 所	竹田市大字下坂田
3 工 期	令和9年1月15日
4 工 事 概 要	施工延長 L=240m 重力式擁壁 V=16m ³ プレキャスト擁壁工 L=75m 側溝工(300A) L=40m 舗装工(表層) A=1,360m ²
5 予 定 価 格	32,813,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
	29,830,000円 (消費税及び地方消費税を除く。)

第2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

1 資格業種等 (格付け)	竹田市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(平成17年竹田市告示第101号)により下記業種の入札参加資格認定(格付け)を受けている者 土木一式工事 A等級
2 許可区分 (特定建設業許可)	特定建設業許可 要 () 否 (○)
3 総合評定値 (P点)	適用 () 不適用 (○)
4 企業の施工実績	—
5 配置予定技術者の 施工経験等	次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者を当該工事に配置できること。 (1) 上記1の業種に係る建設業法第7条第2号又は第15条第2号の規定に該当する者であること。 (2) 開札予定日以前3箇月以上前に雇用された者であること。
6 建設業法に基づく 本店等の所在地	竹田市内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。

第3 入札手続等

1 入札手続等の 担当課	〒878-8555 竹田市大字会々1650番地 竹田市契約検査室 電話 0974-63-1111 (内線229) E-mail t-kensa@city.taketa.lg.jp
-----------------	--

手 続 等	期 間・期 限	場 所 等
2 設計図書等の 閲覧	令和8年5月13日(水) から 令和8年5月29日(金) までの土曜 日、日曜日及び祝日等を除く毎日、午前 9時から午後5時まで	大分県共同利用型電子入札システム (https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/ CALS/Accepter/index.jsp) による。
3 公告事項等に対す る質問及び回答並 びに回答書の閲覧	(質問) 令和8年5月14日(木) から 令和8年5月19日(火) までの土曜 日、日曜日及び祝日等を除く毎日、午前 9時から午後5時まで	提出場所は上記1に同じ 提出方法は、書面(様式自由)を持参又は 電子メールにより提出すること。 郵送によるものは受け付けない。
	(質問者への回答) 質問書の提出を受けた日の翌日から 起算して2日以内(土曜日、日曜日及び 祝日等の休日を含まない。)。ただし、 2日以内に回答できない場合は、その旨 を質問者へ通知する。	質問者に対しては、書面により回答するも のとする。
	(回答書の閲覧) 質問書の提出を受けた日の翌日から起 算して2日以内(土曜日、日曜日及び祝 日等の休日を含まない。)。から令和8年 5月29日(金) までの土曜日、日曜日 及び祝日を除く毎日、午前9時から午後 5時まで。	閲覧場所は上記1に同じ また、竹田市契約検査室HPに掲載する。 https://www.city.taketa.oita.jp/sangyo o_jigyosha/3/index.html
4 競争参加資格証明 資料(以下「証明資 料」という。)	証明資料の提出 要 (○) 否 ()	
	令和8年5月14日(木) 午前9時から 令和8年5月21日(木) 午後5時まで ※電子入札システム以外の方法(事前 に承認を受けたものに限る)で提出する 場合 証明資料等は封書にし、厳封のうえ提 出すること。 証明資料等の提出日時は電子入札シ ステムによるものと同じ。	この入札に参加を希望する者は、第2に掲 げる競争参加資格を有することを証明す るため、証明資料(別記様式1)を提出しな ければならない。 提出方法は、原則、電子入札システムによ るものとし、添付するファイルは、PDF形 式で保存されたものに限る。 証明資料は、第7により作成すること。 ※電子入札システム以外の方法(事前に承認 を受けたものに限る)で提出する場合の提出 場所は、上記1に同じ。

5 入札書の提出等	入札書提出期間 令和8年5月22日（金） 午前9時から 令和8年5月29日（金） 午後5時まで ※紙入札（承認を受けたものに限る。）の場合 入札書は封書にし、厳封のうえ提出すること。 入札書の提出日時は電子入札システムによるものと同じ。	提出方法は、原則、電子入札システムによるものとし、入札に当たっては、別紙資料1の「入札に当たっての注意事項」を遵守すること。 入札回数は、2回までとする。 再入札となった場合の入札書提出期間は、開札日翌日の午前9時30分までとする。 なお、入札書提出後の入札辞退（撤回、引き替えを含む。）は認められない。 ※紙入札（承認を受けたものに限る。）の提出場所は上記1に同じ
6 工事費内訳書の提出	(1) 入札書の提出に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した工事費内訳書を提出すること。 (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、<u>記載内容は内訳書様式に記載した費目、工種、施工名称、数量等及び入札額の根拠とした単価、金額を明記すること（ファイルはPDF形式で保存されたものに限る。）</u>。 (3) 工事費内訳書の提出がない場合は、入札を無効とする。また、上記(1)及び(2)の内容を満たさない場合は、工事内訳書の提出がないものとみなす。 (4) 提出方法は、原則、電子入札システムによるものとする。 ※ 紙入札（承認を受けたものに限る。）の場合の提出時期は上記5とし、提出場所は上記1とする。	
7 開 札 等	令和8年6月1日（月） 午前9時	・開札場所は竹田市役所 契約検査室 ・開札の立会は、竹田市電子入札立会要領による。 ・再入札となった場合の開札予定日時は令和8年6月2日（火）午前9時30分とする。

第4 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1 説明の請求	競争入札参加資格がないと認められた者は、第8の3の(3)通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の祭日は含まない。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を、書面（様式自由）を持参して求めることができるものとする。 なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。 提出場所は、第3の1に同じ。
2 回 答	1の書面を提出した者に対する回答は、設定委員会の議を経たうえで、説明を求めた者に対し、書面の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内に、書面により回答するものとする。

第5 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格

1 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格	(○) 最低制限価格 () 低入札価格調査基準価格 竹田市低入札価格調査実施要領による。
-----------------------	--

第6 入札参加資格事項の共通事項	
1 入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2 指名停止の有無	公告から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても竹田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成17年竹田市告示第100号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
3 不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4 倒産手続等の有無	商法（明治32年法律第48号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
5 関連会社等の参加	本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。 なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。 （1） 親子会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。 （2） 親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。 （3） 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係 協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、市の入札参加資格を有している場合に限る。 ※ 上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止措置要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。
第7 資格証明資料等	
1 作成方法等	（1） 配置予定の技術者 第2の5に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格を別記様式3に記載すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格等を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、入札後に配置予定の技術者が配置されないこととなった場合は、開札予定日時（低入札価格調査を行う場合は、落札決定の前）までに発注者に対し、その旨を記した書面（任意様式）を提出（開札後の書面の提出は受け付けない）すること。 なお、この場合の入札は無効扱いとする。 また、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ない場合を除く。）は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。

	(2) 免許の写し等 第2の5に掲げる資格を有することを証明する書面の写し及び開札予定日前3箇月以上前に雇用された者であることを証明する客観的資料の写しを提出すること。
2 留意事項	(1) 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 (2) 競争参加資格に係る様式の未提出又は提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。 (3) 提出された証明資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。 (4) 提出された証明資料は、返却しない。 (5) 証明資料に関する問合わせ先 第3の1に同じ

第8 その他の事項

1 入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付 ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
2 開札の立会い	(1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。 (2) 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札に関係のない職員を立ち合わせなければならない。 (3) 詳細は「竹田市電子入札立会要領」による。
3 事後審査及び落札者の決定方法	(1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。 (2) 入札終了後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書類等及び積算内訳書について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないことを確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。（なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行う。） (3) (2)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。 (4) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、最低入札価格者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。 (5) (2)の審査により、落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

4 入札の無効	本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札開始前の注意事項、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 また、この入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の（１）から（４）のいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。 （１） 落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合 （２） すべての入札参加者（特定建設工事共同企業体にあつてはその組合せ）が入札結果と一致している場合 （３） 入札結果の落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は工事費内訳書に不自然な事実がある場合 （４） その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
5 契約に係る契約保証金及び前払金	契約については、契約の保証の額を請負代金の１０分の１（低入札価格調査を受けた者との契約については１０分の３）以上とする。また、前払金においては請負代金の１０分の４（低入札価格調査を受けた者との契約については１０分の２）以内、中間前払は請負代金の１０分の２以内とする。
6 再苦情の申立て	第４の２の通知を受理した者であつて、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を經由し、市長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
7 そ の 他	（１） 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置に基づく指名停止を行うことがある。 （２） 契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札予定者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札者の行った入札を無効にするものとする。なお、イの要件のうち第２の５に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、第７の１の（１）により取り扱うものとする。 ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき（要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。） イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 （３） 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が（２）のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うものとする。 （４） 契約担当者は、契約締結後において、契約者が（２）又は（３）に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。 （５） 落札者（落札予定者、最低価格入札者、契約者を含む）は、入札後に（２）のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。また、（２）、（３）及び（４）による入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約（仮契約を含む）の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者はその責を一切行わないものとする。 （６） 竹田市契約事務規則第２９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものがある。 （７） 本工事に係る下請負契約については、竹田市内に本店を有している者を優先して活用するように努めること。

入札に当たっての注意事項

- 1 紙入札で参加する場合は、次の各号に注意すること。
 - (1) 事前に発注者の承認を得ること。※詳細は竹田市電子入札運用基準による。
 - (2) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
 - (3) 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。
- 2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
 - (2) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
 - (3) 同一の入札について、二以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
 - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
 - (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
 - (7) 工事費内訳書を提出しない者のした入札
 - (8) 郵送による入札
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 工事費内訳書の提出
 - (1) 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した工事費内訳書の提出をすること。
 - (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載した費目、工種、施工名称、数量等及び入札額の根拠とした単価、金額を明記すること（ファイルはPDF形式で保存されたものに限る。）。
 - (3) 工事内訳書の提出がない場合には、入札を無効とする。また、上記(1)(2)の内容を満たさない場合は、工事費内訳書の提出がないものとみなす。